

◎給食センター候補地について

1 基本情報

(1) 想定敷地面積

約 10,000 m²

※平成 28 年度の調査では 10,880 m²（11,500 食）で想定したが、平成 32～33 年度の食数推計（約 10,000 食）を考慮して想定

※他都市の事例では、同程度の規模の食数の給食センターでも、敷地面積は、約 7,000 m²、約 16,000 m²など様々な例があり、具体的な必要面積を示すことは難しい。

【参考】 想定建物の面積（平成 28 年度の調査時点）

建築面積 約 4,400 m² / 延床面積 約 5,600 m²

(2) 用途地域

- ・給食センターは建築基準法上の用途が工場となるため、建設が可能なのは、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域となる。
- ・他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならない。（利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要）

※他都市の給食センターでの許可事例はあり（川崎市、倉敷市など）

2 検討にあたって重視する点（案）

① 他の利用計画等

給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先する。（計画の見直しに時間を要するため、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。）

② 配送所要時間

給食提供については、学校給食衛生管理基準で、調理後 2 時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある（多い）場合は、配送が遅れるリスクが高まる。

③ 開始時期への影響

土地の造成に年数がかかる、市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。

3 各部局への照会結果

(1) 照会期間

平成 29 年 7 月 24 日～8 月 4 日

(2) 照会条件

ア 市有地

未利用地で土地面積が 7,000 m²以上

イ 市有地以外

未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が 7,000 m²以上

(3) 照会結果（資料 3 「給食センター候補場所一覧」）

ア 市有地 5 件（上下水道局有地含む）

イ 市有地以外 13 件（うち国有地 4 件、民有地 9 件）

※（2）の条件にあてはまらない用地についても一部検討した。

※教育委員会事務局あてに、センター用地として自己所有地を貸し付けについて申出をいただいた用地についても併せて検討する。

4 今後の進め方

推進本部での意見等を踏まえて、候補地を絞り込み、上記以外の項目（道路状況、周辺環境への影響、インフラ環境など）についても比較・検討を行った上で、候補地を選定する。